

令和5年第2回神栖市教育委員会定例会議事録

1 招集日時 令和5年2月22日（水曜日）午後4時00分

2 招集場所 神栖市役所5階 501会議室

3 出席委員 教育長 新橋 成夫
教育長職務代理者 本間 敏夫
教育委員 井上 剛
教育委員 井口 久恵
教育委員 鈴木 伸洋

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

(事務局)

教育部長	小貫 藤一	次長	佐々木 信
教育総務課長	西廣 純一	学務課長	渡邊 丈夫
教育指導課長	大槻 憲永	文化スポーツ課長	新井 崇人
波崎教育事務所長	岡野 章司		
若松公民館長	加藤 雅子	矢田部公民館長	幸保 文子
はさき生涯学習センター館長	櫻井 俊吾		
中央図書館長	保立 純子	うずも図書館長	長峯 英子

第一学校給食共同調理場長	寄山 隆
第二学校給食共同調理場長	和田 知子
第三学校給食共同調理場長	野口 かおる

教育総務課長補佐	蓮田 哲也
教育総務課係長	野中 祐子
教育総務課主事	水下 由唯

6 案 件

- 日程第 1 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名
- 日程第 2 議案第 6 号 神栖市部活動の運営方針について
- 日程第 3 議案第 7 号 神栖市運動施設利用条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第 8 号 神栖市かみす防災アリーナ利用条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第 9 号 市議会定例会提出議案に同意することについて
令和 4 年度神栖市一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 6 議案第 10 号 市議会定例会提出議案に同意することについて
令和 5 年度神栖市一般会計予算
- 日程第 7 議案第 11 号 神栖市教育振興基本計画について
- 日程第 8 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）について
- 日程第 9 報告第 1 号 専決事項の報告について
叙勲の内申について
- 日程第 10 諸般の報告

- 7 議事の概要 開 会 午後 4 時 00 分
閉 会 午後 5 時 30 分

(1) 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

会議録署名委員 井上委員

会議録作成書記 教育総務課長補佐 蓮田

(2) 議 事

- 教育長 令和5年第2回神栖市教育委員会定例会の開会を宣言する。
- 教育長 本日の日程において、日程第8 議案第12号及び日程第9 報告第1号については、人事案件であるため、神栖市教育委員会会議規則第12条に基づき、会議を公開しないことについて賛成委員の挙手を求める。
- (出席委員 全員挙手)
- 教育長 出席委員全員賛成のため、日程第8 議案第12号及び日程第9 報告第1号については会議を公開しないことと決定する。
- 教育長 日程第1 会議録署名委員に井上委員、会議録作成書記に蓮田教育総務課長補佐を指名する。
- 教育長 日程第2 議案第6号 神栖市部活動の運営方針についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 教育指導課長 議案第6号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第6号について、質疑を求める。
- 教育委員 部活動指導員になるための資格について、また、どのような方が任用されているのか伺いたい。
- 教育指導課長 部活動指導員になるための資格については、特に定めていないが、生徒へ指導することを踏まえて人格的な問題から人物を精査しており、コンプライアンスの問題をクリアしたうえで任用している旨説明する。また、教員OBや企業にお勤めの方5名を任用しているが、今後拡充して教員の負担を軽減していきたい旨説明する。

- 教育委員 部活動の運営方針の周知について伺いたい。
- 教育指導課長 部活動の運営方針については、議決後ホームページに掲載するとともに各校に通知する。各校では市の運営方針を受けて各校の運営方針を定めてホームページに掲載して周知する旨説明する。
- 教育委員 部活動指導員は何名を想定しているのか伺いたい。
- 教育指導課長 部活動の地域移行にあたり、合同練習会を各競技ごとに実施しているが、その合同練習会の数が21であるため、来年度は21名を募集する予定である。各校と地域のクラブとのパイプ役としての役割もあり、各競技に1名入れる考えであるが、今後は、平日の部活動もすべて地域に移行する可能性も踏まえて検討していく旨説明する。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第6号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第6号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第3 議案第7号 神栖市運動施設利用条例施行規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 文化スポーツ課長 議案第7号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第7号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第7号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第7号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第4 議案第8号 神栖市かみす防災アリーナ利用条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ
課長 議案第8号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第8号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第8号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第8号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第5 議案第9号 市議会定例会提出議案に同意することについて 令和4年度神栖市一般会計補正予算(第9号)を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

次長 議案第9号について、提案理由、内容を説明する。

教育総務課長
学務課長
教育部長

教育長 議案第9号について、質疑を求める。

教育委員 部活動指導員に係る予算はどこに計上されているか伺いたい。

教育指導課長 学力推進向上事業に計上されている旨説明する。

教育委員 小中学校の建設事業に係る補助金について、また、学習指導補助教員の配置状況について伺いたい。

教育総務課長 教育委員会としては、これまで計画的に学校の校舎や体育館等の整備を行ってきたところであり、翌年度に大野原西小学校の校舎及び波崎第4中学校の体育館の改修工事を予定していたが、国が補正予算を編成して学校施設の老朽化対策工事に充てることが可能となったため、計上したものである旨説明する。

教育部長 補助金については、令和4年度の事業が対象であるため、翌年度実施する予定であった改修工事を前倒しすることに伴うものである旨説明する。

教育指導課長 学習指導補助教員の配置状況については、現在教員不足であることから、教員免許を有する学習指導補助教員が教員に移るときがあり、学習指導補助教員が不足する事態となっている旨説明する。

教育委員 学習指導補助教員は現在何名配置されているか伺いたい。

教育指導課長 6名配置されている旨説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第9号について、原案のとおり同意することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第9号については、原案のとおり同意されたことを宣言する。

教育長 日程第6 議案第10号 市議会定例会提出議案に同意することについて 令和5年度神栖市一般会計予算を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育部長 議案第10号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第10号について、質疑を求める。

教育委員 運動施設整備事業の改修計画の対象箇所について伺いたい。

文化スポーツ
課長 令和4年度に海浜運動公園のサッカー場及びテニスコートに係る基本計画を行い、令和5年度にサッカー場及びテニスコートについては基本設計を、温水プールと野球場については基本計画を行う予定である。以上の改修計画についてはパブリックコメントを実施しているところである旨説明する。

教育委員 教育センター管理運営事業にある教育センター指導員の業務について伺いたい。

教育指導課長 主なものとしては、施設の維持管理や施設の利用に係る受付である。そのほか、地域の方々や2階にある登校支援教室等との連絡調整のほか、登校支援教室等を利用する家庭との対応についても従事している旨説明する。

教育委員 教育センター指導員の募集にあたり10年以上の管理職の経験を求めているいるが、そのキャリアを活かすことについて伺いたい。

- 教育長 教育センターは、外観は新しいが建物は古いため、建物の管理や周辺の環境整備を必要としており、教育センター指導員は主としてそれらの業務に従事している。現在それらの管理業務等については見通しが立ちつつあり、また、教員免許制度の変更に伴い、教育委員会から研修機会を提供する必要があることから、今後は研修講座を設置し、その指導担当など、管理業務等のほかに研修業務に携わることを考えている旨述べる。
- 教育委員 ランドセルを配付する考えについて伺いたい。
- 学務課長 子育て支援課から配付している子育て応援券を活用していただいている旨説明する。また、「ランドセルを買ってあげたい」という声もある旨説明する。
- 教育長 入学に際して算数セットなど入学祝いを配付している旨説明する。
- 教育委員 通学用のヘルメットの交換について伺いたい。
- 学務課長 3年の耐用年数があり、定期的に交換している旨説明する。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第10号について、原案のとおり同意することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第10号については、原案のとおり同意されたことを宣言する。
- 教育長 日程第7 議案第11号 神栖市教育振興基本計画についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 教育総務課長 議案第11号について、提案理由、内容を説明する。

教育長

議案第11号について、質疑を求める。

教育委員

不登校対策について伺いたい。

教育指導課長

コロナ禍の影響もあり、不登校の件数は減少していないのが現状であるが、登校ありきではなく、児童生徒にとって楽しく、登校したくなる学校づくりを進め、その中で個に応じた支援をしながら、将来社会性を身につけて自立するための支援にも力を入れていきたい旨説明する。

教育長

不登校についての考え方が変わってきており、学校に登校しなければならないという考えはない。現在は多様な生き方があるというとらえ方になってきており、多様なニーズに対応していきたい。コロナ禍において感染をおそれての欠席もあり、不登校数も増えているが、市の進学率は99%に近い状況にあり、児童生徒それぞれに応じた指導がされていると理解している。近隣には通信制などの高校も設立され、それらの学校に進学する者もあり、環境も変わってきているが、今後とも「不登校＝悪」ということではなく、多様なニーズに応える教育を進めていきたい旨説明する。

教育長

教育振興基本計画における基本テーマについて、「知性・品性・感性」という言葉を大事にしたい。また、これまで子どもたちや教員を見てきた経験からは、耐性力の不足を感じるが多かったことから、「耐性力」という言葉も大事にしたい。そのほか、言葉遣いや態度などについても改善の余地があるように感じられることを踏まえ、計画の基本テーマを決定している。最上位の目標である教育目標については、その教育目標を受けて各校で目標を定めることになる。そのため、頻繁に改正するものでなく、引き続き目標とすべき内容であるため、今後も目標として進めていきたいと考えている旨述べる。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第11号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第11号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第8 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて 神栖市教育委員会職員の分限処分(休職)についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 日程第9 報告第1号 専決事項の報告について 叙勲の内申についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 日程第10 諸般の報告について、事務局より報告事項について説明を求める。

教育指導課長 令和4・5年度卒業式・入学式マスクガイドラインについて報告する。

教育総務課長 3月の教育委員会行事予定について報告する。

教育長 質疑がないため、諸般の報告を終了する。

教育長 本日の日程についてすべて終了したことを宣言する。
次回の令和5年第3回教育委員会定例会は、3月24日(金曜日)午後4時00分から神栖市役所5階 501会議室において、また、教育委員会臨時会を3月15日(水)午後4時30分から神栖市役所5階 501会議室において開催する旨を伝え、令和5年第2回神栖市教育委員会定例会の閉会を宣言する。

次回教育委員会の予定

令和5年3月24日 午後4時00分から

神栖市役所5階 501会議室

神栖市教育委員会会議規則14条第2項の規定により署名する。

令和5年2月22日

会議録署名者

教育長

新橋成夫

委員

井上剛